

広島県公共土木災害支援制度「情報収集活動」マニュアル

1 目的

広島県公共土木施設災害支援制度において広島県公共土木施設災害支援団体（以下「支援団体」という。）として認定及び登録されたものが、制度の趣旨に則り、迅速かつ適切な活動ができるよう、必要な事項をマニュアルとして定めるものである。

2 適用範囲

本マニュアルが適用される活動は、県が管理する公共土木施設の被災状況を把握するために行われる情報収集活動とする。

3 体制の整備

支援団体は、災害の発生が予想される場合、迅速な活動を開始できるよう予め定められた連絡体制により活動要員を所定の場所に参集させるとともに、必要な資機材の手配を行うものとする。

なお、ここでいう災害の発生が予想される場合とは、次の事項をいう。

- (1) 時間 20 mm以上の降雨が発生した場合
- (2) 24時間雨量が80 mmを超えると想定される場合
- (3) 県内に震度4以上の地震が発生した場合
- (4) その他、異常な天然現象の発生により災害の発生が想定されると判断した場合

4 支援活動の実施

- (1) 支援団体は、活動を行うのに安全を確認した上で概ね1時間以内に予め登録された活動地域での活動をすみやかに開始するものとする。
- (2) 支援団体は、登録された活動地域において、登録分野の活動を自己の責任のもとに行うものとする。
- (3) 建設事務所（支所）または広島港湾振興事務所（以下「建設事務所等」という。）は、支援団体に対して活動の要請を行い、支援団体は、その要請により活動を行うものとする。

5 支援活動の報告

- (1) 支援団体は、実施した活動の内容を公共土木施設の被災の有無に関わらず、情報収集活動後、すみやかに、災害支援活動報告様式 - 1等により出水状況等の写真及び位置図をあわせて、活動地域を管轄する建設事務所等に報告するものとする。
- (2) 建設事務所等の連絡先については別途通知する。

6 その他

その他活動に必要な事項が生じた場合は、広島県公共土木災害支援制度運営委員会で決定するものとする。

広島県公共土木災害支援制度「情報モニター」マニュアル

1 目的

広島県公共土木施設災害支援制度において支援者として認定・登録されたものが、制度の趣旨に則り迅速かつ適切な活動ができるよう、必要な事項をマニュアルとして定めるものである。

2 適用範囲

本マニュアルが適用される活動は、県が管理する公共土木施設の被災状況を把握するために行われる情報モニターとする。

3 公共土木施設の周知

支援者は、災害の発生が予想される場合、迅速な活動を開始できるよう県が管理する公共土木施設について周知を図っておくものとする。

なお、ここでいう災害の発生が予想される場合とは、次の事項をいう。

- (1) 時間20mm以上の降雨が発生した場合
- (2) 24時間雨量が80mmを超えると想定される場合
- (3) 県内に震度4以上の地震が発生した場合
- (4) その他、異常な天然現象の発生により災害の発生が想定されると判断した場合

4 支援活動の実施

支援者は、災害発生時に自宅及び勤務地周辺等において、自己の責任にもとに可能な範囲内で被災状況を把握した場合は、建設事務所(支所)又は広島港湾振興事務所(以下「建設事務所等」という。)に情報提供を行うものとする。

5 支援活動の報告

- (1) 支援者は、公共土木施設において被災が発生している場合に、すみやかに、その箇所について、災害支援活動報告様式-1の内容を参考に活動地域を管轄する建設事務所等に報告するものとする。
- (2) 建設事務所等の連絡先については別途通知する。

6 その他

その他活動に必要な事項が生じた場合は、広島県公共土木災害支援制度運営委員会で決定するものとする。